

○第48回農薬第二専門調査会（非公開）

日時：令和8年3月30日（月）14：29～16：48

議事概要：

（1）農薬（イブトリアゾピリド）の食品健康影響評価について

・審議の結果、イブトリアゾピリドの許容一日摂取量（ADI）を0.0019 mg/kg 体重/日、一般の集団に対する急性参照用量（ARfD）を設定の必要なし、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対するARfDを0.1 mg/kg 体重と設定し、評価書（案）を一部修正のうえ、食品安全委員会に報告することとなった。

* 除草剤で、今回、移植水稻及び直播水稻への新規登録申請並びに畜産物に対する基準設定の要請がされています。

（2）農薬（アシノナピル）の食品健康影響評価について

・審議の結果、アシノナピルの許容一日摂取量（ADI）を0.04 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量（ARfD）を設定の必要なしとし、評価書（案）を一部修正のうえ、食品安全委員会に報告することとなった。

* 殺ダニ剤で、かんきつ、りんご等に使用します。今回、はすいも（葉柄）、茶等の適用拡大申請及びインポートトレランスの設定申請（とうがらし等）がされています。